

# 自動車排出ガス対策計画

計画の対象期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

## 1 事業所ごとの自動車の使用台数

(令和5年3月31日現在)

整理番号	1	2	3	4	合計	
事業所の名称	高松市 財産経営課	高松市 消防局	高松市 下水道部	高松市 病院局		
事業所の所在地	高松市番町一丁目8番15号	高松市番町一丁目8番15号	高松市番町一丁目8番15号	高松市仏生山町甲847-1		
連絡先電話番号	087-839-2255	087-861-1550	087-839-2765	087-813-7171		
職員数(人)	6,547	512	103	590	7,752	
使用台数(台)	①普通貨物自動車	17	0	0	0	17
	②小型貨物自動車	14	0	0	0	14
	③大型バス(定員30人以上)	1	0	0	0	1
	④マイクロバス(定員11人以上30人未満)	10	0	0	1	11
	⑤乗用自動車	26	2	0	3	31
	⑥特種自動車	30	160	0	2	192
合計台数	98	162	0	6	266	

## 自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

(令和4年度)

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス(CNG)		LPG	
	(kL)	台数	(kL)	台数	(千m <sup>3</sup> )	台数	(t)	台数
高松市 財産経営課	17.75	43	71.30	48	24.81	7	0	0
高松市 消防局	87.80	64	42.53	98	0	0	0	0
高松市 下水道部	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市 病院局	1.53	5	2.33	1	0	0	0	0
合計 [a]	107.08	112	116.16	147	24.81	7	0	0
二酸化炭素排出係数 [b]	2.322 t-CO <sub>2</sub> /kL		2.619 t-CO <sub>2</sub> /kL		2.080 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>		3.000 t-CO <sub>2</sub> /t	
二酸化炭素排出量 [a×b]	248.64 t-CO <sub>2</sub>		304.22 t-CO <sub>2</sub>		51.60 t-CO <sub>2</sub>		0 t-CO <sub>2</sub>	
二酸化炭素排出量の合計	604.46 t-CO <sub>2</sub>							

## 2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして大気環境中に放出することから、事業活動における自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るため、次の方針により取り組むこととする。

- 私たちの生活環境や地球環境を守るため、自動車を使用する私たち自身が排出ガスによる大気汚染者であり、温室効果ガスの排出者であることを認識し、自動車の使用に伴う大気環境の負荷の軽減に努める。
- 自動車の効率的な使用等により、自動車の使用をできるだけ抑制するとともに、整備点検を確実に実施し、アイドリングストップやエコドライブを徹底して、排出ガスを減少させるよう努める。
- 自動車の新規購入又は更新に当たっては、電気自動車等の低公害車の積極的な導入に努める。
- この自動車排出ガス対策計画について、職員への十分な周知を行い、庁内一体となって取り組みを推進していく。

### 3 低公害車等の導入に係る事項

自動車区分		令和4年度末時点の台数	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			減少台数	増加台数	減少台数	増加台数	減少台数	増加台数
総自動車台数 (低公害車等を含む)		266						
低公害車等の台数	① 天然ガス自動車	7						
	② 電気自動車	0						
	③ ハイブリッド自動車	12						
	④ メタノール自動車	0						
	⑤ 低燃費かつ低排出ガス認定車	46						
	合計 (①～⑤)	65						
排出ガス低減装置装着車の台数								
<<参考>> 軽自動車(二輪除く)の台数 <b>【増加車両は低公害車等とする】</b>		329						

自動車区分		令和8年度		令和9年度		令和9年度末時点 の台数
		減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	
総自動車台数 (低公害車等を含む)						266
低公害車等の台数	① 天然ガス自動車					7
	② 電気自動車					0
	③ ハイブリッド自動車					12
	④ メタノール自動車					0
	⑤ 低燃費かつ低排出ガス認定車					46
	合計 (①～⑤)					65
排出ガス低減装置装着車の台数						
<<参考>> 軽自動車(二輪除く)の台数 <b>【増加車両は低公害車等とする】</b>						329

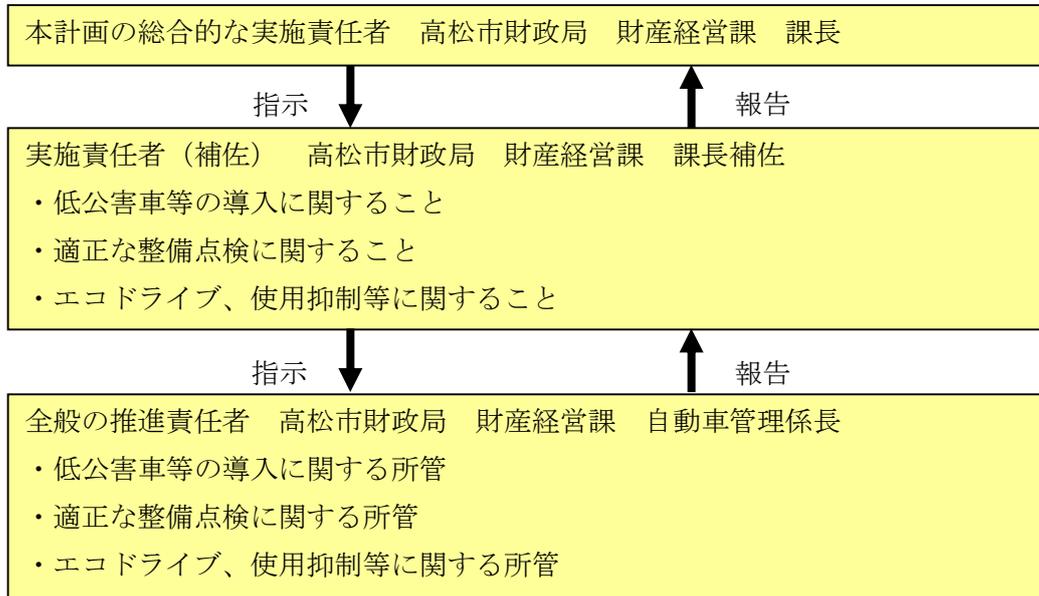
#### 4 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項 目	内 容
自動車の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● E-mail、メール便の活用により、市内部機関内での公用車の使用頻度削減に努める。</li> <li>● 近距離の移動は、自転車及び原動機付自動二輪を利用する。</li> </ul>
自動車の適正な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● タイヤ空気圧の調整、排気ガスの排出状況の点検等の始業前の定期的な整備を行う。</li> <li>● 管理責任者を設置し、運転日報をチェックすることにより、点検整備の実施を徹底する。</li> </ul>
自動車の適正な運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車及び長時間の停車時にエンジンを切るアイドリングストップを励行する。</li> <li>● 不要な荷物の積載禁止や急発進・急加速の禁止などにより、経済運転に努める。</li> <li>● 行先へのルートを検討し、相乗りの励行や最短距離運行などにより、効率的な運行に努める。</li> <li>● 燃費の悪化を招くことのないよう、エアコンの適正利用に努める。</li> </ul>

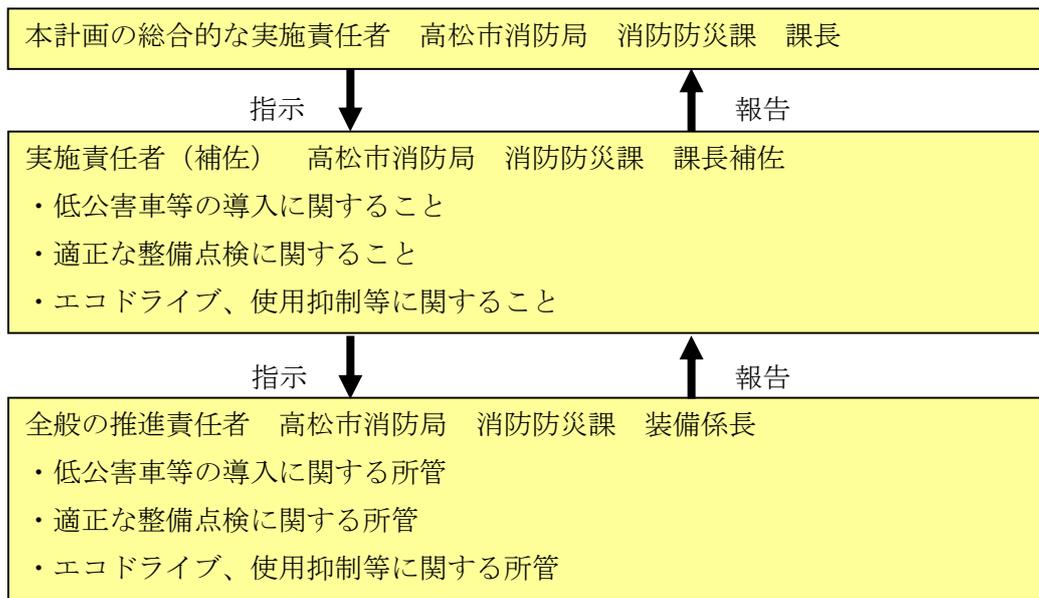
## 5 自動車排出ガス対策計画の推進体制

《体制図》

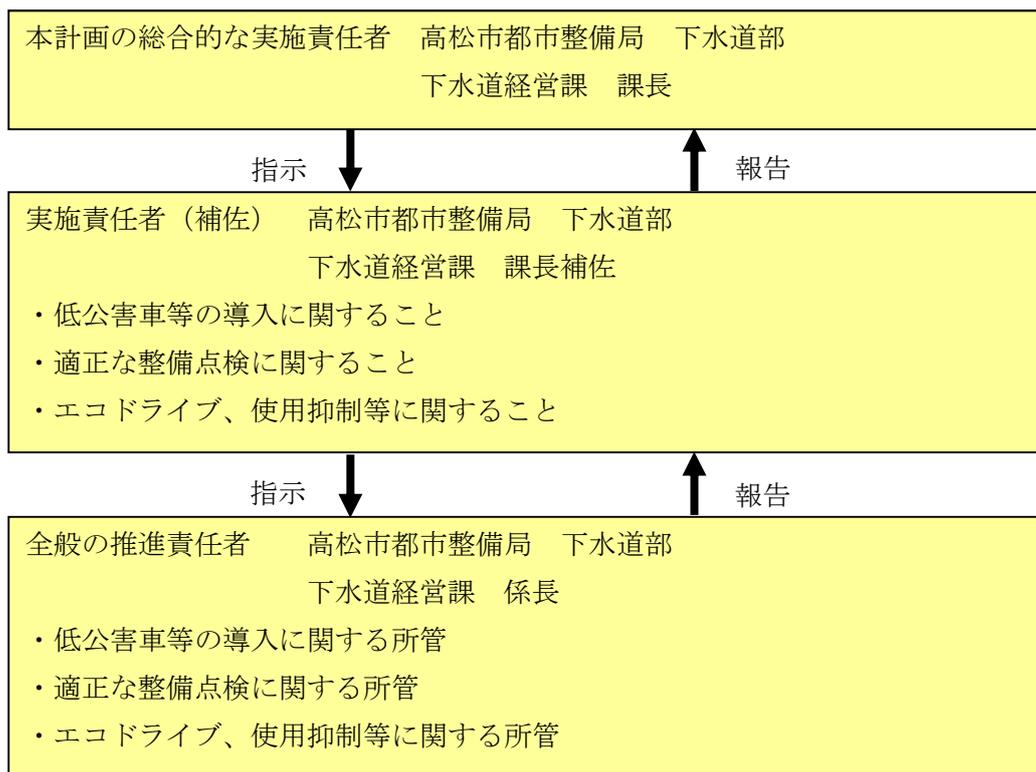
### ① 市長部局



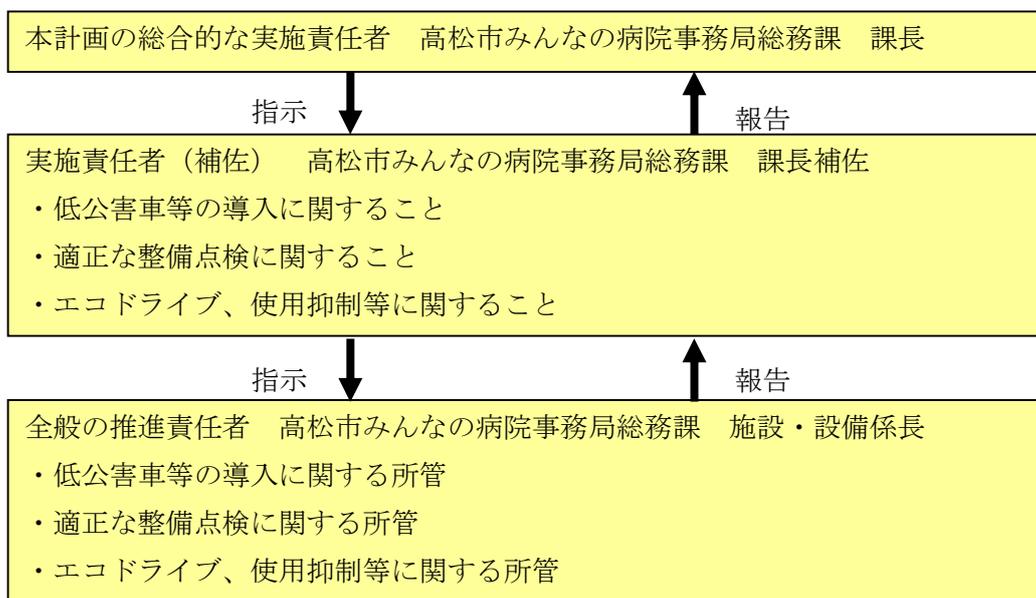
### ② 消防局



③ 下水道部（都市整備局）



④ 病院局



《推進方法》

全般の推進責任者は、毎年度、計画に記載した取り組みの実施状況を確認し、実施責任者（補佐）に4月末までに報告する。

実施責任者（補佐）は、全体の取り組みについて確認を行い、実施状況が不十分な項目があれば、その原因究明と適切な措置を行うよう指示する。

それらの結果については、本計画の総合的な実施責任者が最終確認し、必要な場合には計画の見直しを行うよう指示する。